

## 目次

日本の底力と法文化学会 .....	1
法文化学会第13回研究大会・総会を終えて .....	3
法文化学会第14回研究大会について .....	3
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』 .....	4
叢書第9巻の刊行について .....	4
叢書第10巻の編集について .....	4
叢書第11巻の発刊について .....	4
叢書第12巻の企画募集について .....	4
叢書第11巻『加害／被害』原稿募集のご案内 .....	4
事務局からのお知らせ .....	5
理事就任のご挨拶 .....	5
監事就任のご挨拶 .....	6
2009年度会計報告 .....	6
年会費納入のお願い .....	6
入会の申込について .....	7

## 日本の底力と法文化学会

法文化学会理事長 王雲海（一橋大学）

3月11日に日本で発生した大地震、津波、そして原発事故が世界を驚かし続けている。地震の大きさ、津波の酷さ、原発事故の無念さ、そのいずれも未曾有であって、それらをめぐるニュースが世界の隅から隅まで駆け回っており、地球上にいる人々の心にまで飛びついている。しかし、実は、地震の大きさ、津波の酷さ、原発事故の無念さについてのニュースだけでなく、もう一つの

ニュースも同時に世界中に駆け回っていて、地球上の人々に感銘を与えている。それは、つまり、大災害の後に日本社会・日本人が示した秩序のよさ、忍耐力の強さ、協力精神の豊かさである。地震翌日の3月12日の夕方に、中国の中央テレビ局が日本での大地震、津波、原発事故についての長い特番を組んで放映した。番組の三分の一の内容は災害状況の報道であったが、残った

三分の二は、全部、避難所で冷静に家族の情報を探す被害者の姿、帰宅ができなくなった人々が東京都内の駅の階段で左側に通路を確保しながら座っている様子、といった災害後の人々の冷静さ、秩序よさについてのものであった。中国にいる親族や友人からのメールも、安否を問い合わせた後に、災害後の日本人の反応に感心したよ、という文言を必ずといってよいほど付け加えている。中国だけでなく、アメリカ、カナダ、フランス、ノルウェー、バングラデシュにいる知り合いや友人からのメールも同じ内容であった。

震災の発生以来、復興が一番重要な課題となっている。外国人の目から見ると、目に入るのは、災害と直接に戦っている被災者の方々や自治体の方々や現場の方々、老人であろうと、若者であろうと、ボランティアに志願して自分なりの力を一所懸命に捧げようとしているあちこちの皆様、風評に対抗しようとしてあえて被災地の野菜や食品を購入する主婦の方々、等々である。震災から数ヶ月しか経っていない今、国政・政治がごたごたしているものの、国民全体は力を合わせて黙々と復興に向けて頑張っているし、復興がもうかなり進んでおり、復興の将来も明るい。日本は未曾有の大災害には全く屈していない。

\*\*\*

私の専攻は比較刑事法であるが、法律条文や判例などの規範としての刑事法だけを比較するのではなく、むしろ、刑事法の規範とそれぞれの社会との関係を析出することに重点を置いている。そのために、いつも二つの概念を使っている。一つは「社会体制」であって、社会の外観的な制度が資本主義か社会主義かのことである。もう一つは「社会特質」であって、社会の内面的な原点がどこにあるのかということである。そして、この「社会特質」をより根本的なものとして、それをもって、中国を「権力社会」、米国を「法律社会」、日本を

「文化社会」とそれぞれ定義している。大震災後に示されている日本社会・日本人の秩序のよさ、忍耐力の強さ、協力精神の豊かさはどこから来ているのであろうか、また、国政・政治がごたごたしているのをよそにして、復興が着々と進んでいるのはなぜであろうか。それは、ただ日本が資本主義体制だからであろうか。そうでは決してなく、むしろ、日本の社会特質が「文化社会」だからであろう。文化としての個々の国民の教養、信念、道徳が秩序のよさ、忍耐力の強さ、協力精神の豊かさをもたらし、復興を密かに支えているのではないか。つまり、日本の底力は日本の文化にあるのである。

わが法文化学会は、文字通りに「法文化」という視点から、ものごとを探求し、その成果をよい社会作りに生かすことを使命の一つとしている。特に、「文化社会」である日本が、未曾有の自然災害に見舞われ、文化の底力でそれと一所懸命に戦っているいまこそ、「文化」、そして、「法文化」という視点をもって研究を展開することには学問的意義だけでなく、社会的意義も大いにあるように思われる。

「文化」というと、どうしても「歴史・伝統」といった概念を思い出し、「保守・閉鎖」といったイメージがつくが、しかし、私がこの「文化社会」の日本に来てから20数年間目に見えてきたのは、外国人の留学生、外国人の就業者、外国人の旅行者が日ごとに増えてきて、日本の有数の機関や大学などに入って日本人と同じように仕事をしている風景である。特に、中国など外国から来た人々を最も感心させているのは、わが法文化学会のように、私のような外国人に理事長までさせていることである。また、3・11震災後には、私の所属する大学を含めて、日本の大学や研究機関などが最も気を配ったのは外国人の留学生、外国人の就業者などに対してである。本国に帰りたい

方々には大変合理的で人情的に対応し、安全になってからは日本への戻りを積極的に呼びかけ、随時に便利をはかってあげている。このように、「文化」は「保守・閉鎖」の面があるものの、それ以上に、「進歩・開放」の面が強い。文化の多

面性を解明し、歴史と将来、国内と国際を的確にリンクさせて、よりよい日本社会、そして、よりよい国際社会の形成に貢献するのにより多く適合するのは、「法文化」という大事な視点を持っているわが法文化学会かもしれない。

### 法文化学会第13回研究大会・総会を終えて

法文化学会理事 堅田剛（獨協大学）

法文化学会第13回研究大会は、統一テーマ「夫婦のもと、2010年11月6日(土)に獨協大学天野貞祐記念館において開催されました。

午前の部では、自由報告として、姫嶋瑞穂会員の「不平等条約改正後における外国人処遇対策をめぐる動向」、および藪本将典会員の「トゥールーズ伯領併合にまつわる相続問題の諸相と南仏王権支配の伸長」の研究報告がおこなわれました。

昼の休憩時間後に開かれた総会では、理事選挙が行われ、新たな理事会メンバーが選出されました。これに引き続いて理事会が開かれ、山内進理事長(一橋大学)の後任として、王雲海理事(一橋大学)が新理事長に選出されました。ま

た総会では、昨年度の会計報告や叢書『法文化－歴史・比較・情報』第8、9巻の刊行報告などもなされ、承認および了承がおこなわれました。

午後の部では、テーマ報告として、浦上清会員の「中国の“一人っ子政策”の現状と世代の交代」、鈴木明日見会員の「ランゴバルド諸法における未成年者の結婚規定」、森村進会員の「家族制度を法定することの意味」の研究報告がなされました。

各研究報告に対しては、活発な質疑応答があり、研究大会に相応しく有意義に終了することができました。その後、学内のホールで懇親会をおこない、和やかな中に全日程を終えました。

### 法文化学会第14回研究大会について

第14回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**7月末日までに**、学会事務局にご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第11巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2011年11月5日(土) 午前10時より
2. 会場: 慶應義塾大学 日吉キャンパス 来往舎1F シンポジウムスペース  
〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1
3. テーマ: 加害／被害

**事務局からのお願い** ご報告をご希望される方は、法文化学会事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

・郵便: 〒186-8601

東京都国立市中 2-1 一橋大学大学院法学研究科事務室内 法文化学会

・FAX: 042-580-8280

・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、事務局よりご連絡させていただきます。

## 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

### 叢書第9巻の刊行について

すでに会員の皆様のお手元に届いているかと存じますが、真田芳憲会員を編者として進められておりました法文化学会叢書第9巻『**生と死の法文化**』が刊行されました。編集にあられた真田会員をはじめ、ご執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

### 叢書第10巻の編集について

叢書第10巻『**夫婦**』(編者:屋敷二郎会員)の編集が鋭意進められております。引き続きご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

### 叢書第11巻『**加害／被害**』原稿募集のご案内

法文化学会叢書第11巻編集担当 堅田剛 (獨協大学)

法文化学会第14回研究大会は、「加害／被害」を統一テーマに開催することとなりました。このテーマのもとに、叢書第11巻も編集することになります。原則として、叢書への寄稿者を中心に研究大会報告がなされますので、執筆者および報告者の募集を以下の趣旨と要領でおこないます。会員の皆様の自薦・他薦はもちろん、非会員の方々にも積極的に声をかけていただけるよう、お願い申し上げます。

統一テーマの「加害／被害」は、当初は犯罪被害者の裁判参加などを想定して企画されました。これはこれで、もっぱら加害者の処罰や弁護に関心が向けられていた我が国の法文化の変質として、まだまだ検討を要することは疑いありません。その後私たちは、東日本大震災という未曾有の国難を経験することにより、地震・津波による被害はもとより、原子力発電所に起因する被曝被害についても、加害責任

### 叢書第11巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第11巻のテーマを「**加害／被害**」とすることに決定致しました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

### 叢書第12巻の企画募集について

叢書第12巻のテーマを募集しますので、ぜひ叢書刊行委員会までご意見をお寄せください。

の追及を踏まえた被害者救済のあり方に関して、本学会としても無関心では済ませない事態に直面しております。私たちの法文化は、従来は多かれ少なかれ「戦後」を大きな時代区分として前提としてきましたが、もはや「災後」の時代に入ったのかもしれません。被災者の方々への不謹慎を恐れずに言えば、私たちは震災により、法文化論のみならず、社会科学・自然科学の全般において、学問的研究のための無限の課題を手に入れたことになったのではないのでしょうか。また「加害／被害」というテーマに関しては、いわゆるセクハラ・パワハラ・アカハラといったハラスメントの諸問題も想起されます。ここには、加害(者)と被害(者)の二元論を超える法的・文化的な難問が含まれています。私たち会員の多くは大学を職場にしていますが、当然ながらそこには男性と女性、教員と学生、上司と部下(実態はともかく)、といった人間関係が交錯しており、そこに様々なトラブルが発生することは避けられません。こうした問題に関する大学人の発信は、肝心の足下のトラブルから目を背けてきたような気がします。しかし私たちの職場にも、様々なハラスメント問題があることが周知の事実である以上、本学会としても議論の俎上に載せてみたい誘惑にかられます。

「加害／被害」の枠組みから、とりとめのない連想をしましたが、あらためて整理するならば、①犯罪被害者の救済、②震災被害への対応、③ハラスメントの陥穽、ということになるでしょう。微妙に異なる言い回しですが、ここに含まれる価値判断そのものが、まさに議論の対象になることでしょう。もちろん、この三つの課題に限定されるものではありません。「加害／被害」のテーマ設定で広がる多様な諸問題を、原稿と報告の形でご提示いただけることを期待しております。たとえば震災の「3.11」は、テロの「9.11」を想起させるかもしれません。だとすれば、「加害／被害」は、テロや戦争といった国際的な諸問題にも広がることでしょう。

最後に「加害／被害」のスラッシュについて一言。「and」でも「or」でもなく「／」を選んだのは、加害と被害の単純な並列や択一ではなく、加害と被害が重なり合い、ときとして逆転する可能性を視覚的にも提示しようと考えたためです。これもまた寄稿者や報告者の立場を制約するものではありません。とはいえ、少なくとも研究報告をめぐる議論の際には、こうした視点を予測しておく必要もあることでしょう。立体的・建設的な議論こそが、研究大会の醍醐味といえるからです。

叢書刊行委員会および開催校で調整に苦慮するほどに、多くのご応募を心よりお待ちしております。

1. 原稿申し込み締切日: 2011年7月31日
2. 原稿提出締切日: 2011年12月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2012年7月
4. 原稿枚数: 200字詰め原稿用紙で100枚以内

## 事務局からのお知らせ

### 理事就任のご挨拶

第13回総会において第7期理事選挙が行われ、定年により理事を退任された佐々木有司会員に代わって、岩波敦子会員(慶應義塾大学)

が選出されました。なお、その他の理事は全て信任投票により再任されました。

岩波理事からのご挨拶:

「本年度より理事を拝命致しました岩波でございます。

正義のよりどころである法を通して、正しく生きるとは何かを模索してきた個々人が織りなす法文化社会に目を向けていきたいと存じます。

何分不慣れな大役でございますが、どうかよろしく願い申し上げます。」

### 監事就任のご挨拶

2010年度をもちまして、学会創設時より長らく監事をお務めいただいた白川和雄・萩原金美の両会員が監事を退任されました。2011年度春期理事会では、ご本人の承諾を得た上で、真田芳憲・佐々木有司の両会員に監事を委嘱することにいたしました。

真田監事からのご挨拶:

「かつてエジプトのムバラク前大統領は、2003年3月の米国の対イラク武力行使の直後、「この戦争は恐ろしい結果を招くだろう。われわれはビンラーディンを100人抱え込むのだ」と語った。

本年5月1日、オバマ米国大統領は、アルカイダの最高指導者ウサマ・ビンラーディンを殺害したと発表した。この発表が正しいとしても、ビンラーディンの思想は消滅するどころか、常に甦りを繰り返し、イスラーム世界の内外に影響を与えていくであろう。

戦争において最も嫌悪すべきことは、戦時における殺戮と破壊以上に、戦争を惹き起す無知と愚かさである。「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起した共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。」

われわれは、ユネスコ憲章前文のこの一節をあまりにも懈怠してきたのではなかろうか。これこそ、わが法文化学会に課せられた使命であると、私は確信するのである。」

佐々木監事からのご挨拶:

「昨秋の研究大会を以て学会創設以来の理事を退き、学会活動に一区切りついたところで、真田芳憲会員とご一緒に監事をということになりました。監事といえば白川和雄・萩原金美両会員のことと思えるほど、お二人がずっと長くまた実に相応しい仕方ですとめてこられました。このため、新監事は当分の間自他共になかなか馴染みにくいのではと案じつつも、真田会員に協力しながら「会務の執行および会計を監査する」任に当たらせていただくつもりです。」

### 2009年度会計報告

2009年度の会計(2009年4月1日～2010年3月31日)につきましては、白川和雄・萩原金美の両会員に監査をいただき、上記総会にて承認されました。

#### 2009年度 収支

総収入	2,006,562
総支出	1,206,118
次年度繰越金	800,444

#### 2009年度 収入内訳

年会費	423,500
前年度繰越金	1,318,062
大会収入	265,000
計	2,006,562

#### 2009年度 支出内訳

郵送費	31,650
文具代	2,562
人件費	20,000
第12回研究大会費用	244,575
出版経費	907,051
振替手数料	280
計	1,206,118

#### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2011年度(2011年4月1日～2012年3月31日)の会費(5000

円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義：法文化学会

**\* 年会費納入に関するご注意**

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

**入会の申込について**

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

**法文化学会ホームページのご案内**

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。